

「くるみん」認定マーク



株式会社九州ケースデンキ

◆本社所在地 水戸市 ◆業種 家電製品小売業

◆労働者数 960人（男性610人／女性350人）（令和元年5月24日現在）

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成29年3月10日～平成31年3月9日

②目標及び結果

【目標1】男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

(結果) 『男性の育児参加促進に関するポスター』等を作成。社内の掲示板にて、管理職を含めた全従業員への周知・情報提供を行った結果、男性からの育児休業の申出・取得につながった。

【目標2】男性の育児休業取得者を1名以上

(結果) 育児参加ポスター等の周知を積極的に進め、環境整備に努めた結果、男性従業員3名の育児休業取得実績を達成した。

【目標3】年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(結果) 社内インフラを活用し、重要度を設定したうえで、取得促進に向けた周知・啓発を行った結果、目標値よりも高い44.4%を達成した。

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業又は企業独自の育児目的休暇制度の利用者の割合が15%以上、かつ、育児休業取得者が1人以上）

100.0% / 3人

ii) 女性（認定基準：75%以上）

100.0%

②労働時間等働き方

i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

③法を上回る育児に関する制度導入

i) 所定外労働の制限に関する制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員について、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させない取り組み

ii) 所定労働時間の短縮措置

小学校を卒業するまでの子と同居し養育するものは、所定労働時間を4時間から7時間までの勤務とする育児短時間勤務の適用を受けることができる取り組み

■認定を受けてのコメント

子育てに伴う喜びを実感しながら、仕事と子育ての両立を図ることができるようにするため、男性育児参加の推進、また従業員にとって働きやすい環境になるよう、努めてきました。

制度の周知を図ることにより、従業員に制度の定着と実績が着実に積み重なり、男性の育児休業の取得が増えてきております。今後もより良い職場環境になるようにしていきます。

■認定通知書交付式



【令和元年 7 月 23 日 株式会社九州ケースデンキ 本社にて撮影】

株式会社九州ケースデンキ 代表取締役社長 坂下 陽一 氏（右）

茨城労働局 雇用環境・均等室 室長 俵田 憲諭（左）